判決 平成13年12月10日 神戸第1194号 強盗未遂, 窃盗被告事件 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第994号,

文 被告人を懲役4年に処する。

押収してあるはさみ1丁(平成13年押第201号の1)を没収する。 由

玾

(罪となるべき事実)

被告人は,

平成13年9月17日午前11時43分ころ、神戸市A区Ba丁目b番c号 第 1 所在のCビル2階の出入口付近において、甲が左腕の脇の下に挟んで所持していた 同人所有又は管理の現金約2万円及び外国人登録証1通在中の財布1個(時価約3 万円相当)をひったくり窃取した

第2 婦女から金員を強取しょうと企て、同日午後2時20分ころ、同市D区Ed 丁目e番f号所在の市営F住宅g号棟h号エレベーター内において、乙(当時25 歳)に対し、所携の刃体の長さ約7.5センチメートルのはさみ(平成13年押第 201号の1)を同女の左側腹部に突きつけ、「金を出せ。」などと語気鋭く申し 向けて脅迫し、その反抗を抑圧して金員を強取しょうとしたが、同女が、「今、金 持ってないわ。」などと嘘を言って金員を出さなかったため、その目的を遂げなか ったものである。

(証拠の標目)

(省略)

(弁護人の主張に対する判断)

弁護人は、判示第2の事実について、被告人が「金を出せ。」と言ったのに対 し、被害者は、「今、金持ってないわ。うどんくらいしかない。」と言って、そばなどの入ったビニール袋を手渡そうとしており、被告人は、それを取ることができ たにもかかわらず、 たにもかかわらず、「ええわ。」と言って取らなかったのであるから、強盗の中止未遂が成立する旨主張するが、関係各証拠によれば、被告人は、もともと物品強取 の目的ではなく金員強取の目的で、被害者にはさみを突きつけて、「金を出せ。」 と言って脅迫したのに対し、被害者が「今、金持ってないわ。」と嘘を言って金員 を出さなかったため、被告人は金員を持っていなければそれを強取することはでき ないと思いあきらめたものであることが認められるから、判示第2の事実は強盗の 障害未遂であって、中止未遂ではないことが明らかである。

(法令の適用)

罰条

刑法235条 判示第1の行為

判示第2の行為

刑法243条,236条1項 刑法43条本文,68条3号(判示第2の罪について) 刑法45条前段,47条本文,10条(重い判示第1の罪 未遂減軽 併合罪の処理

の刑に法定の加重 - ただし、短期は判示第2の罪の刑のそれによる)

宣告刑 懲役4年

没収 刑法19条1項2号,2項

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の事情)

本件は、窃盗と強盗未遂の事案であるが、被告人は、所持金やサラリーマン金融から借りた金を短期間のうちに浪費をして、食事代や遊興費に困ることになった挙 げ句、本件各犯行に及んだものであって、犯行の動機に酌むべき点はないこと、本 件各犯行の態様は、女性を狙い、その隙をみて財布をひったくり、あるいはエレベ -ター内においてはさみを突きつけ金員を強取しようとしたという,悪質なもので あること、被告人は、平成7年5月に強盗傷人罪により懲役7年に処せられて服役 し、本件はその仮出獄中の犯行であることなどを考え併せると、被告人の刑事責任 は重いといわざるを得ない。

窃盗の被害の一部が回復していること、被告人が本件各犯行について現在では反省 していること、仮出獄が取り消され、残刑執行の不利益を受けていること、被告人 には、知的能力や社会適応力が十分に発達していないところが窺えることなどの、 被告人のために酌むべき事情も認められる。

(検察官の科刑意見 懲役6年) よって、主文のとおり判決する。

平成13年12月10日 神戸地方裁判所第12刑事係甲

裁判官 森 岡 安 廣